下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条 第14項の規定により公表する。

令和3年2月24日

新庄市監査委員 大場隆司

新庄市監查委員 髙橋 富美子

記

1. 監査対象 市立図書館(指定管理者 一般社団法人 とらいあ) 令和元年度の施設管理に関する事務の執行について

2. 監査期間 令和2年10月27日から令和2年11月11日まで

監査の結果(指摘、要望事項)	措 置 の 内 容
(意見)	
○図書貸出登録の利用者カードにおいて、有	○利用者カードの発行等に関する規程を定め
効期間、再発行にかかる費用の負担などに	ること、利用者の責による紛失や破損による
ついて、根拠となる規定を整備し実施され るよう検討されたい。	再発行にかかる費用は利用者負担とし、指定 管理者の収入とすることを「指定管理に関す
るより使的で40/2V。	る基本協定書(仕様書)」へ加えることとし
	た。
	_